

平成21年第4回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程

平成21年11月27日(金曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第68号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第69号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第66号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 第9 議案第67号 平成21年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について

出席議員（8名）

2番 河端 芳 恵 君
4番 川村 進 君
6番 橋本 憲 治 君
8番 西山 由美子 君

3番 山本 朝 英 君
5番 小林 一 甫 君
7番 工藤 弘 喜 君
9番 上原 豊 茂 君

欠席議員（1名）

1番 佐藤 静 基 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
総務課長	佐 藤 明 美 君
総務課業務監	伊 田 彰 君
企画財政課長	山 内 啓 伸 君
企画財政課業務監	森 谷 清 和 君
町民課長	平 塚 晴 康 君
福祉保健課長	佐 藤 純 一 君
福祉保健課業務監	八 鍬 光 邦 君
農林商工課長	佐 藤 正 好 君
農林商工課業務監	村 口 鉄 哉 君
建設課長	林 秀 貴 君
水道課長	竹 村 治 実 君
子育て支援センター準備室長	菅 野 宏 君
教 育 長	山 田 日 出 夫 君
管 理 課 長	上 野 敏 夫 君
社会教育課長	小 野 良 次 君
幼稚園・保育園事務長	菅 野 宏 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
教育委員長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農業委員会事務局長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	三 好 寿 一 郎 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

開会の宣言

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成21年第4回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（橋本憲治君） 上原議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

議会運営委員長（上原豊茂君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長よりご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成21年第4回臨時会の運営について協議いたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は5件であります。

また、議員提案による議案が1件提出されております。

なお、本臨時会の冒頭、町長から行政報告を受けることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会期については、本日1日間といたします。

議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしました。

これもちまして、議会運営委員会からのご報告を終わらせていただきます。

議長（橋本憲治君） ご苦労様でした。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は佐藤静基議員から、本臨時会を欠席する旨の届出が出ております。

したがって、8名の出席であります。

さらに、本日は谷本農業委員会会長並びに田古選挙管理委員会委員長から、欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、諸般の報告をさせていただきます。

本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が5件であり

ます。

また、議員提案による議案が1件提出されております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、5番、小林一甫君、7番、工藤弘喜君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

行政報告

議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会召集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回臨時町議会を招集申し上げましたところ、8名のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本臨時町議会にあたりまして、提案しています概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、各会計の補正予算案についてであります。一般会計につきましては、総額166万7,000円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容ですが、議会費と衛生費、消防費、給与費につきましては、平成21年、国の人事院勧告に基づく期末手当率の削減による人件費の減。

総務費では、財政調整基金積立金と北海道横断自動車道の着工に伴う間伐事業の前倒し予算の追加、木材市況の悪化による町有林皆伐の取り止めとその関連事業費予算減。

衛生費では、国で定める生活保護者などのインフルエンザ接種費用の追加。

消防費では、災害対策事業の中でインフルエンザ対策として、公共施設等に設置している消毒液とマスクを備蓄する費用の追加をそれぞれ補正させていただいております。

次に水道事業会計ですが、一般会計同様人事院勧告に基づく職員の期末手当の率の削減による人件費37万8,000円を減額補正させていただいております。

次に、条例改正についてですが、先にご説明いたしました人事院勧告に基づく期末手当の率の削減につきまして、特別職の給与等に関する条例と職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、この後、行政報告でご報告させていただきますが、9月に町に対し「納税義務者認定処分取消」の訴状が出されましたので、急を要することからそれに係る弁護士費用を専決させていただきました。

以上、町から提案させていただいている5件の案件の議案につきましては、ほとんどが人事院勧告に関連するものでございますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

本行政報告は2件でございます。

1点目は「納税義務者認定処分」に対する訴訟問題について。

2点目は「ホクレンくみあい飼料工場の再編」についてでございます。

まず、最初に「納税義務者認定処分」に対する訴訟問題について行政報告をさせていただきます。

この案件は、平成21年8月17日付けで原告、有限会社日出工業代表取締役 土屋勝宏が「納税義務者認定処分取消請求事件」として、訓子府町を被告として釧路地方裁判所に訴えを起こしたものでございます。

この訴えの経過につきましては、平成19年8月に固定資産税の課税にあたり、課税上の所有者を認定したのに対して、町が直接原告に利益若しくは不利益を与える処分をおこなったものでない、要するに直接関係のない第3者が町に訴えを起こしたものです。

対象となる物件は、日出町にあるユニットハウスの住宅であります。以前までは法人の事務所として使用していたもので、リース切れの後、個人の住宅として使用しているものであります。平成19年8月にこの居住実態を把握したため、家屋と認定し、本人に課税上の所有者であることを確認の上、課税したものであります。

これに対し、本年7月28日に土屋勝宏が来庁し、当該家屋の所有者は違う人である旨の申し出があり、町が所有者を変更しないのであれば処分取消の訴訟を起こすとしたものでございます。

この訴えは、本来訴状受理の要件には該当しないと思われませんが、釧路地方裁判所が訴状を受理したことから、裁判となったものであります。

このことにより、10月14日までに答弁書の作成、第1回口頭弁論が10月20日という日程の中で、時間的な猶予や後々のトラブルも考え北海道町村会の顧問弁護士である佐々木総合法律事務所に裁判対応を委任したものでございます。

町の主な主張といたしまして、1点目は、本件訴えを却下する判決を求める。

2点目は、本件訴えは訴訟要件（原告適格）を欠くものである。

3点目は、本件処分（地方税法第34条第4項による固定資産税の課税）に違法性はない。などの考えで本件訴えの理由はないというものでございます。

この判決が11月24日釧路地方裁判所出され、当方の主張どおり「本案審理前の請求却下」となったものでございます。

なお、弁護士費用につきましては、急施を要することから専決処分させていただき、本臨時会で専決処分の報告をすることとしておりますのでご理解をお願いします。

以上、「納税義務者認定処分取消請求事件」の行政報告とさせていただきます。

次に、ホクレンくみあい飼料工場の再編についてでございます。

ホクレンくみあい飼料工場の再編につきましては、10月28日に報道機関に発表され、すでに新聞等でも報道されているところでありますが、これに先立ち10月22日ホクレン農業協同組合連合会の積穀副会長から事前説明がございましたので、その内容を含め報告をさせていただきます。

ホクレンは、近年の急激な飼料価格高騰の影響で、厳しい経営環境にある酪農畜産農家の強い要望に応えるため、道内に4つある飼料工場のうち、苫小牧を除く道東の3工場を再編し、安価で安全安心な飼料を提供することを決定したとのことでございます。

具体的には、老朽化し労働生産性の低い駒里にある北見工場と芽室町にある帯広工場を閉鎖し、大型農場が密集し輸送の有利性が出る十勝北部の士幌町に平成23年4月を目処に新工場を建設するというものであります。

これにより道東地区は、最新鋭の十勝新工場と釧路工場の2工場体制となりますが、北見工場の閉鎖に伴い、計り知れない影響が予想されることから、事前説明を受けた際に4点の確認をさせていただきました。

1点目は、酪農家への飼料供給の影響についてであります。今回の工場再編の目的は、安価で安心安全な飼料を提供するためのものであり、酪農家への影響は一切ないとのことあります。

2点目は、工場で働く従業員の処遇についてであります。現在、北見工場については、27人の方がお勤めであり、その内19人が町内在住者だと伺っておりますが、再編に伴う解雇等の雇用調整は考えていないということでございます。一部の方は残るものの基本的には他の工場へ異動するとのことあります。

3点目は、釧路からの原料輸送と製品の運搬を受託しております運送業者への影響についてであります。再編後の北見工場の跡は、飼料の配送拠点とする考えであり、釧路からの製品飼料の運搬のほか、紋別にも中継の拠点を設ける計画であり、これまで以上に配送体制の強化を充実させるとのことであり、影響はないと聞いているところでございます。

4点目は、現在、北見工場が実施している飼料の成分分析の扱いについてであります。再編後は、ホクレン畜産技術研究所に引き継ぐほか、同研究所を自給飼料の研究拠点と位置付け、牧草やデントコーンの研究部門を充実させていく考えであるとのことあります。

この度の工場再編につきましては、厳しい経営環境にある酪農畜産農家の要望を受けたものであり、理解せざるを得ないものと判断しておりますが、その影響を最小限にとどめることが必要と判断し、訓子府町酪農振興会をはじめとする関係団体の役員のほか、きたみらい農業協同組合の西川組合長ほか三役とも個別に協議をさせていただき、今月の12日にホクレン農業協同組合連合会とホクレンくみあい飼料株式会社に出向き、佐藤俊彰ホクレン会長等に、直接、再編にあたって配慮いただきたい5点の事項を盛り込んだ要望書を手渡してきたところでございます。

要望の内容につきましては、1点目は、粗飼料の成分分析を継続するほか、これまで以上に自給飼料の研究部門に関わる技術的なスタッフ等を充実すること。

2点目は、本町をはじめとする酪農家にニーズに応え製造販売されている「みらい18」などのオリジナルブレンド飼料「みらいシリーズ」の製造販売を継続すること。

3点目は、再編にあたっては解雇等の雇用調整は行わないこととするほか、本町の人口減少を最小限にとどめるため、ホクレン畜産技術研究所も含めた本町在住の従業員の地元勤務に最大限の配慮をすること。

4点目は、畜産酪農家への飼料供給の影響がでないよう、地域を最も熟知している現在の運送業者への委託を継続するほか、配送体制の拡充を図ること。

5点目は、工場の再編を進めていくにあたっては、きたみらい農業協同組合や地域酪農家の要望・意見に最大限配慮することです。

今後におきましても、引き続き、きたみらい農業協同組合や酪農関係団体と連携し、工場再編の影響を最小限にとどめる取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 4番、川村です。この納税義務者認定処分取消請求事件の内訳は、私どもに説明もあった31万5,000円の弁護士費用です。これは、町長がいつでも言われる「町民の金を安易に使えない」という言い方をされ、町長が19年の第1回目の本会議において、本町がこれだけ財政ひっ迫しているとは思わなかった。そして、私の予算と称して、105万円の身体障害者の移動に係わる車の改造費を使わせていただきます。その時、この日出工業の財産がどのようになっていたのか。また、本町で今回、言われている固定資産税の滞納そして処分。いろいろなことを考えた時に、きちんと町長が町長になられた時に、どのような状態になっているかきちんとしておけば、この31万5,000円の金を使わなくてよかった。第一、所有者がわからないものに町税をかける。財産に対して、税金を掛けるということが、大きな間違いだと思うのです。それを「何か景気浮揚対策をしてほしい」、「雇用に関することをしてほしい」と言った時、「町民の金を安易に使えない」と言いながら、31万5,000円ですか。安易に使ってどうするのですか。町長。私は、不思議ではないです。きちんとやるべきことをやっていた段階ではない。どのようなことで、このような問題が起きるのですか。所有者がわからないものに税金を掛けられるのですか。どうですか。

議長（橋本憲治君） 川村議員、専決処分にも入っていますけれども、行政報告だけの質問です。

4番（川村 進君） 行政報告と言ったって、常に言っていることが違うのです。町長。いいですか。景気浮揚対策、雇用対策は、町民の金を安易に使えないと言っているながら、この問題に31万5,000円という大金を使っていて、何ですか。

議長（橋本憲治君） 川村議員、一応関連しますので聞きますが、行政報告だけに分けて質問をするようお願いをしたいと思います。

町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 今、固定資産税の関係で、所有者がわからないものに税金を

掛けているということでございますが、町としては、固定資産税の所有者は、今ここにお名前を言っていないんですが、その方が所有者ということで確認して掛けているものでございますので、所有者がわからないということで掛けているわけではございません。

ただ、先ほど行政報告でもお話ししたように、この請求は、審議前の請求却下ということでございますので、本町の部分の課税については、何ら問題はないというように認識しております。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君。

4番（川村 進君） はっきり言って、税金を掛ける時、財産の所有者に税金が掛かる。これ一般通念上です。ところが今回、町民課長が言っているのは、住んでいる者になぜ税金掛かるのですか。土地を持って、建物を持っているという者には税金が掛かります。これはわかります。ところが住んでいる人が了解したから、税金を掛けることは、違法ではないのですか。だいたい税金というものは自主納税であって、あなたが言うように、評価した税金というのは、その者が認めたら払うものではない。あなたは、どのような考えなのか。まず、第一にその人が住んでいるから、税金を掛けられることになるのか。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） まず、今の関係ですが、これは、固定資産税の場合は、今現在、課税者ということで、課税をしているところでございますが、それともう1つ、地方税法の中には、これは今回、それが直接ということではないですが、今、川村議員が言われた部分で、地方税法の中には、このような規定もございまして「固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災、その他事由によって、不明である場合においては、その使用者を所有者と見なして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる」という規定もございまして。これは今、直接、この案件とは違いますが、今、住んでいる者に課税できるのかというお話がございましたので、このようなこともありますということで、参考までに述べさせていただきましたが、いずれにしても今回の物件につきましては、所有者を特定して、課税したということですので、わからないということで課税したわけではございません。

議長（橋本憲治君） 川村議員は、2回の質疑が終わりましたので、次の案件で質疑願います。

ほかにご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、以上をもって、行政報告を終了いたします。

議案第71号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第71号 専決処分の承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書21ページでございます。

企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案第71号について、説明申し上げます。議案書の21ページをお開きください。

議案第71号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

この専決処分の内容につきましては、議案書23ページ以降の専決処分書のとおりであります。平成21年度訓子府町一般会計補正予算について、急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

なお、補正の要因は、先ほど町長から行政報告を行いました納税義務者認定処分取消請求事件に係る裁判経費であります。

それでは、専決処分書により、専決処分を行った、平成21年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）の内容について、説明いたします。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正についてであります。歳入歳出それぞれに31万5,000円を追加し、予算総額を44億95万6,000円としたものであります。

この補正の款項の区分毎の金額等につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、25ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

25ページは、歳入予算の補正であります。

9款、1項、1目、地方交付税の1節、地方交付税を31万5,000円追加し、今回の歳出の財源に充てるものであります。

続きまして、26ページの歳出予算についてありますが、2款、1項、1目、一般管理費の経費区分4、総務一般管理経費の13節、委託料として、31万5,000円を計上したものであります。これは、裁判の弁護士料として北海道町村会顧問弁護士に委託する経費であり、事前に支払う必要がある着手金10万5,000円を含む、総額31万5,000円の計上でございます。

以上、専決処分を行った補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 予算書26ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の31万5,000円の着手料10万5,000円及び弁護士の委託料21万円。顧問弁護士であれば、顧問料を年間で払っているのではないのか。それで、訴訟が起きた時に顧問弁護士は、実質掛かる費用のみで委託料や着手金をとらないという仕組みになっているものではないのですか。私はそのように認識していますし、今までそのように聞いていますが、年間いくらか顧問弁護士料払っているのですか。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 顧問弁護士の件ですが、顧問弁護士は、訓子府町の顧問弁護士でなく、北海道の町村会の顧問弁護士ということで、金額的にいけば、当初、その訴訟問題の相談に行った時に相談料を普通は取られます。個人の場合です。その場合の部分については、掛かっていないということですが、実際の訴訟にかかった分だけの金額になります。その金額については、札幌弁護士会の規定というのがございます。1件20万円、

旅費相当分が5万円と5万円で、30万円という形でかかっているもので、それ以外の問題、電話等の相談もそうですが、一応無料ということになっています。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君。

4番（川村 進君） 弁護士の委託料もそうですが、本来は、払わなくてもいいもののような気がするし、とにかく、町民の金を安易に使いたくないという町長がこのような問題で、31万5,000円のうち、10万5,000円を着手料というが、何も自分で1人で戦えばいいのです。このようなものに弁護士をつけなくてもいい。私は、弁護士をつけないで戦った記憶があります。勝てると思ったら自分で戦わないといけないのです。町民の金を使うという感覚がおかしい。訴えられたら自分で戦えばいいのです。法廷に立てばいい。大体、この31万5,000円は、雇用対策をしてほしいなど、何かをやってくださいと言ったら、町民の金を無駄に使えないと言っている者が、このような無駄な金を使うのですか。自分で法廷に立てばいいのです。どうですか町長。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 町民の金を無駄に使ってはならないという考え方は、あなたと同じでございます。

しかし、訴訟の問題というのは、非常に専門的であって、適切な判断と訴えや訴訟を起こされた奇縁というのは、極めて限られた短期間の中での状況でございましたから、個人と個人、民と民との訴訟ではございませんので、公として、顧問弁護士を私の町は、つけてございませんが、町村会が道内、全国の町村自治体がこうした訴訟については、町村会あるいは町村の顧問弁護士が、私どもの代理として法廷に立つというのは、ごく自然の考え方でありますので、改めて、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君。

4番（川村 進君） 誰が裁判所に行っても、相談は受付してくれます。短期間でやりたいと言えば、方法も教えてくれます。町長。私が言うのは、町長に文句付けているように思うかもしれないが、今、行って欲しいことがいっぱいあるのです。次の定例会で、税の不納欠損のことについて、一般質問させてもらうのですが、いろいろな人と話したら、俺なんかは、税金を払える収入はない。また、商売やっている方で、2人も3人もがはっきり言いました。行政は何にもやらない。町がやってくれ元気の商工業をつくるって言ってくれたから、もう完全に信頼しているけど、何もやってくれない。川村、お前らだって何やっているのだと言われました。

議長（橋本憲治君） 川村議員。関係がない内容です。

4番（川村 進君） 関係なくない。無駄な金で、使う場所が違うと言っているのだから関係はある。町長、いいですか。無駄な金の一番は、このようなことで金が出ていくことです。今回は仕方がないにしても、今後は、自分で戦ってください。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 原則的には、私が個人として法廷に立って戦うということはありません。これは、無駄という考え方は、議員の私見です。私は、無駄とは思いません。見解の相違です。

4番（川村 進君） 何を言っているのですか。見解の相違というものは、出てこない。

議長（橋本憲治君） 川村議員、不相应の意見は取り上げますよ。

手を挙げて発言してください。

第3回目まで、終わっています。

これより議案第71号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第66号、議案第67号

議長(橋本憲治君) この際、日程第5、議案第68号、日程第6、議案第69号、日程第7、議案第70号、日程第8、議案第66号、日程第9、議案第67号は、関連する議案でありますので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第68号から順次説明を願います。

山本朝英君。

3番(山本朝英君) 議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明を行います。

議案書の15ページをお開きください。

議員提案であります議案第68号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第31号)の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成21年11月27日提出。本議案の提出者は所管の総務文教常任委員会でございます。訓子府町議会議員山本朝英、同じく、議員川村進、同じく、議員河端芳恵、同じく、議員小林一甫の以上の4名でございます。

なお、同委員会に所属する佐藤静基議員については、本議案の提案について、賛同をいただいているところでございます。本日、欠席のため、提出者から除いていることを申し添えます。

それでは、記以下について、説明をいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の195」に、「100分の235」を「100分の220」に改めるということでございます。

この条例改正につきましては、本年5月に6月支給の期末手当0.2ヵ月分を凍結する内容の条例の改正を行っておりますが、さらに、本年8月11日付けで出された人事院勧告に基づき、前回凍結分と12月支給分を合わせ、0.35ヵ月分の期末手当を削減する内容の条例改正を行うものであります。

この関係につきましては、11月3日に全員協議会を開催し、協議をし、いろいろ議論はありましたが決定した次第でございます。

次に附則といたしまして、この条例は平成21年12月1日から施行するものでございます。

なお、16ページに改正する条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上、議案第68号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第69号を提案したいと思ひます。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 議案第69号の提案理由の説明をさせていただきますので、議案書の17ページをお開き願ひたいと思ひます。

議案第69号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

それでは、記以下につきまして説明させていただきます。

18ページの新旧対照表で説明したいと思ひますので、18ページをお開き願ひたいと思ひます。

この表につきましては、右側が現行で左側が改正案となっております。また、改正部分につきましては、下線を引いてありますが、それを見ていただきたいと思ひます。

この条例改正は、平成21年の人事院勧告に基づき期末手当の率の削減をするもので、第3条では、期末手当について、6月分として現行の2.15ヶ月から1.95ヶ月に変わったことで0.2ヶ月分の減、12月として現行の2.35ヶ月から2.20ヶ月で0.15ヶ月分の減、合わせて年額で0.35ヶ月の率の削減をするものでございます。

なお、6月分につきましては、すでに暫定的に附則で削減をしているところですが、今回正式に人事院勧告に基づき条例の本則で改正するものです。

それでは、17ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、平成21年12月1日から施行するものでございます。

以上、議案第69号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 引き続き、議案第70号もお願いします。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 引き続き、19ページの説明をさせていただきます。

議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

それでは、同じく、記以下につきましては、20ページの新旧対照表で説明したいと思ひます。並びに、もしくは下の下線につきましては、先ほどご説明したものと同じものでございますので、ご覧いただきたいと思ひます。これは若干、わかりにくい部分が後段に入っていますが、条文の15条の部分を分けて説明していきたいと思ひます。

まず、この表の一番左上のほうに第1条、そして、2つ目の表の中に第2条と書いてご

ざいます。

まず、この第1条のほうから、説明させていただきたいと思っております。

期末手当第15条の第2項ですが、特別職の場合は、期末手当1本ですが、職員の場合は期末と勤勉に別れております。

まず、この条文の第15条の期末手当につきましては、6月分が現行の1.4ヶ月から1.25ヶ月分に0.15ヶ月分の減、12月分が現行1.6ヶ月から1.5ヶ月に0.1ヶ月の減となり、期末手当で合わせて年0.25ヶ月の減となっております。

次に、職員分として勤勉手当を先に説明させていただきます。第16条第2項になりますが、勤勉手当は、6月、12月共に同じ率で、現行の0.75ヶ月から0.7ヶ月になり、それぞれ0.05ヶ月分の減となります。

前段でご説明しました期末手当と勤勉手当を合わせて年4.5ヶ月から4.15ヶ月で0.35ヶ月の減となります。

次に、第1条の表の中段になりますが、第15条の第3項に戻っていただきまして、再任用職員の期末手当でございます。再任用につきましては、現在該当者がおりませんが、今回改正させていただくものです。これは、非常にわかりにくくなるのですが、再任用職員の期末手当の6月分が0.75ヶ月から0.7ヶ月で0.05ヶ月の減、12月分が0.85ヶ月から0.8ヶ月で0.05ヶ月減となります。勤勉手当は、6月分が0.375ヶ月から0.325ヶ月に0.05ヶ月減になっていますが、これにつきましては、まだ6月に行った暫定引き下げの時の附則がいくっているため、12月の施行では改正しないものです。12月分は0.375ヶ月で変更はありません。

ここまでが、新旧対照表の第1条の内容でございます、一番下の附則の前の部分で、平成21年12月1日から施行するものでございます。

次に、新旧対照表の第2条になります。第15条の再任用にかかる期末手当ですが、前段でご説明しました率からさらに6月で0.7ヶ月から0.65ヶ月で0.05ヶ月の減、12月分では、0.8ヶ月から0.85ヶ月へ0.05ヶ月の増となっております。これは、後でご説明いたします。

勤勉手当につきましては、6月が0.325ヶ月から0.35ヶ月に0.025ヶ月の増、12月が0.375ヶ月から0.35ヶ月で0.025ヶ月の減となっております。非常にわかりにくいのですが、最終的に現行と比較して期末手当で、年1.6ヶ月から1.5ヶ月に0.1ヶ月の減、勤勉手当で0.75ヶ月から0.7ヶ月に0.05ヶ月の削減で、期末と勤勉あわせて年で0.15ヶ月の減とするものです。

この再任用の部分につきましては、6月と12月の配分が21年度と22年度で施行の仕方が違うという部分が複雑で分かりにくい形になってございます。

一番下の附則になります。施行年月日ですが、第2条はただし書きの部分で平成22年4月1日から施行するものです。

再任用の部分では、6月の暫定であったものが、まだ、法律上、残っているということです。

以上、議案第70号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 議案第66号お願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案第66号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についての説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように166万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ44億262万3,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表とおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、3ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

それでは、3ページの歳入の事項別明細書をご覧いただきたいと存じます。

まず、14款、2項、1目、総務費道補助金の1節、総務費補助金で森林環境保全整備事業補助金として94万3,000円を追加計上しておりますのは、後ほど歳出で説明いたしますが、町有林の造林事業に対応する補助金であり、13.48haの間伐に対し、ha当たり7万円の補助を見込んでおります。

次に、3目、衛生費道補助金の1節、衛生費補助金で新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業費補助金の141万1,000円の計上は、4ページの中段、予防接種事業188万2,000円の4分の3の補助を受けようとするものであります。

次に、15款、2項、1目、生産物売払収入の1節、生産物売払収入の85万4,000円の減額は、当初、町有林の皆伐により1,400万円の売払いを予定しておりましたが、市況の悪化により次年度に繰り延べしたことによる減額分から、9月議会で議決いただいた北海道横断自動車道建設のための立木処分代金1,114万6,000円の増額分と今回の補正提案しております13.48haの間伐によって出る材500立米の代金200万円を差し引きして85万4,000円を減額するものであります。

次の2目、不動産売払収入の1節、土地売払収入の568万円の追加は、先ほども説明いたしました北海道横断自動車道建設のための町有地の売払いによるものであります。

17款、1項、1目、財政調整基金繰入金についてでございますが、今回の補正予算につきましては、国家公務員に準じた給与等の改定並びに人事異動等に係る人件費関係の減額補正が主となっていることから、その財源調整として財政調整基金の繰り入れを551万3,000円、取りやめた上で、4ページの2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金で2,007万6,000円を追加するものであります。

この結果、財政調整基金の年度末保有見込額は、議案の最後に添付しております資料1のとおり、財政調整基金全体で11億7,101万8,000円となる見込みでございます。

続きまして、4ページの歳出について説明いたします。

まず、1款、1項、1目の議会費の経費区分1、議員人件費62万4,000円の減額につきましては、議員の期末手当について、支給率を職員の期末勤勉手当に準じ年間0.35月分を減額しようとするものであります。

次に、2款、1項、4目、公有林管理費の経費区分2、町有林整備事業の補助分、145万円の追加につきましては、1つは、歳入で説明いたしました13.48haの間伐事業で385万6,000円の追加であり、これは、北海道横断自動車道が来年から本格的に始まることから、次年度予定しておりました常盤地区の間伐事業を1年前倒し実施する

ものであります。

これと、市況の悪化で皆伐事業を見送ったことにより、地^{じごしり}拵えが不要となったことによる240万6,000円の事業費減との差し引きで145万円の追加計上でございます。

なお、今回、資料2の差し替えをお願いいたしましたが、補正内容で地^{じごしり}拵えの削除が記載漏れとなったものでございますので、申し訳ございませんがよろしくをお願いいたします。

また、町有林整備事業の単独分、737万7,000円の減額につきましては、ただ今説明した皆伐事業の見送りによるものであります。

次に、4款、1項、1目、保健衛生総務費の経費区分9、水道事業会計補助金、18万9,000円の減につきましては、一般会計から直接補助している水道事業職員の人件費に対する補助金であり、手当支給率の改定による減額であります。

その下の2目、予防費、経費区分2、予防接種事業、あわせて188万2,000円の計上につきましては、国で定める新型インフルエンザ優先接種者等への接種に際し、生活保護世帯及び住民税非課税世帯に属する者の全部を助成するもので、単価6,150円で306名の接種を見込んでの計上であります。そのうち、286名については医療機関への委託料として175万9,000円の計上、残りの20名分12万3,000円については、対象者が病院へ支払ったあとに本人に助成することを想定し扶助費に計上しております。

次に、9款、1項、1目、消防組合費の経費区分1、北見地区消防組合関係経費、168万3,000円の減につきましては、手当支給率の改定による減額であり、その下の3目、災害対策費、経費区分1、防災対策事業については新型インフルエンザ対策として、手指消毒液18リットル缶、6缶の購入費5万7,000円とマスク50枚入り100箱の購入費9万8,000円の合計15万5,000円の追加計上でございます。

続きまして、13款、1項、1目、給与費につきましては、特別職及び一般職に係る人件費の補正であり、総額で1,202万3,000円を減額しようとするものでございます。

職員給与費については、5ページの給与費明細書で説明をいたしますので、ご覧をいただきたいと思います。1の特別職の一番上の欄が、町長・教育長に係る補正後の予算額でございます。

期末手当支給率の改定により、補正後の予算額は、比較欄に記載のとおり34万7,000円の減で合計額が1,963万4,000円となっております。

続きまして、2の一般職でございますが、同様に期末手当支給率の改定であり、期末手当を3ヶ月から2.75ヶ月へ勤勉手当を1.5ヶ月から1.4ヶ月へ改定するもので、1,167万6,000円の減となりまして特別職との合計額1,202万3,000円を減額補正するものでございます。

6ページの一番上に、補正後の人件費総額について記載しておりますが、本年度の議員や各種委員を含む人件費総額は、7億8,202万8,000円となっております。

また、この給与費明細書につきましては、地方自治法施行規則により書式が定められており、これに沿ってまとめた人件費の説明資料でございますが、他の項目についてはご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、総額166万7,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせてい

いただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第67号の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書10ページをお開きください。

議案第67号 平成21年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、職員の給与に関する条例改正に伴いまして、期末勤勉手当の率を引き下げたことによるものでございます。

まず、第2条で収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、収入では、営業外収益で18万9,000円を減額し、水道事業収益の総額を1億8,703万5,000円とするものであります。

次に、支出であります。営業費用で37万8,000円を減額し、水道事業費の総額を1億7,820万6,000円とするものであります。

次に、第3条で予算第7条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の既決予定額、2,843万円を2,805万2,000円に改めるものであります。

次に、第4条では、予算第8条に定めた、他会計からの補助金の既定予定額3,807万3,000円を3,788万4,000円に改めるものであります。

続きまして、11ページにつきましては、一般会計の事項別明細書に相当するものであり、その内容を説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入であります。1款、2項、2目の他会計補助金につきましては、一般会計補助金として、職員の人件費に対する補助金において、手当支給率の改定に伴いまして、事務職員人件費、18万9,000円を減額するものであります。

次に、支出であります。1款、1項、3目、総係費の期末手当0.25ヶ月分の27万円の減額。勤勉手当0.1ヶ月分の10万8,000円の減額であり、手当総額では、37万8,000円の減額であります。

次に、12ページは、資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明を省略させていただきます。

なお、13ページ以降の給与費明細書につきましても、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、平成21年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで、午前10時45分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第66号、議案第67号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、

議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第68号の質疑を許します。

議案書15ページでございます。

議案第68号につきましては、議員提案であることから、質疑は提出議員に対する質疑といたします。

それでは、議案第68号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第68号の質疑を終了いたします。

次に、議案第69号の質疑を許します。

議案書17ページでございます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第69号の質疑を終了いたします。

次に、議案第70号の質疑を許します。

19ページでございます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番(工藤弘喜君) 7番、工藤です。この議案第70号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてなのですが、いわゆるこれは、期末手当並びに勤勉手当の關係に係わってくるものですが、これは後ほどの一般会計で質疑しようと思っただけなのですが、本町の場合、独自に4%のカットという形で職員の方々にお願いをしている。そのような状況にあります。今回、さらに、この人事院の勧告ということもあり、これは6月か8月でしたか。その時の臨時会にもあったのですが、すでに本町として独自に職員の方々に何とか協力いただきながら進めている中で、今回のこの提案が既に合意はされているかと思うのですが、職員の皆さん方の理解といいますか町政執行に当たっての心意気というか姿勢というのか、そのことに対する衰えるような懸念はないのかということも含めて気になる場所がありますので、その関係について、お聞きしたいということともう一つは、今回、このような形で人事院から出ているので、全市町村含めて全国的に行われるのですが、少なくともこの管内的にみて実施をしないという自治体はないのかどうか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長(橋本憲治君) 総務課長。

総務課長(佐藤明美君) 職員組合との話になると思いますが、まず、この給与が下がったことについては、人事院勧告によって給料等、手当も含めてですが、下がったことによって、職員の志気というような部分に影響はないのかということと当然、この部分では、ないとは言いきれないとは思いますが、組合には当然、打診をいたしまして、その状況で妥結をしているという状況ありますが、これは全国的にほとんど実施しています。全国のどれだけやったかわかりませんが、ほとんどの町村が今回の人事院勧告に基づいた改正をするという状況になろうかと思えます。多くの町村はです。ただ、前回、5月臨時会の時にも、申し上げたかもしれませんが、大きな政令指定都市と大都市。どこと言われたら困り

ますが、政令指定都市等は、独立で人事委員会をもっているという部分です。それ以外については、ほとんどの市町村が国の人事院勧告を基準としているという状況の中で、そこが変わった段階では、社会情勢等も含めましたので、仕方ないのかなという状況で、当然、組合でもその状況はわかっており、仕方なしと言いますが、そのことで妥結はされているというようには理解しています。必ずしも志気に影響があるかないかという部分では、わかりかねますが、給料が下がることで極端な独自削減とは違いますので、その部分は、そのような状況かというように思っています。そして、管内的な状況でいきますと今回、人事院勧告が出されたのが、期末手当の部分と給料の部分でございますが、給料の部分でいきますと傾斜配分のような形と率になってはいますが、若い方に入ったばかりの方は、変わっていないのですが、大体、200円から800円位までの段階的に格差が給料表の中にあります。月にというか号俸にしてです。そのような中で、今回、うちの場合、4%の独自削減を実施していますから、当然その枠の中、かなり追い越しているというのは変ですが、オーバーしているという状況です。今、管内的には独自削減しているというのは、当初あったのですが、今はもうその時限立法的に実施しているものですから、ほとんどの管内市町村については、独自削減の部分というのは、失効したというか切れているという部分があり、うちだけが残っているという状況だったと思うのです。その部分で給料の本俸は、今回影響させなかったという部分で手当については、率として違いますので、期末手当の部分だけさせていただいたという部分です。これは議員にもご説明したとおりですが、管内的にも全部の市町村が同じような状況でやってきているという状況です。国に準拠するというを基本にしている町村がほとんどだというように理解していただければと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第70号の質疑を終了いたします。

次に、議案第66号の質疑を許します。

議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。9款、消防費です。9款、3項、災害対策費の11区分です。防災対策事業の需用費、消耗品費、15万5,000円ですが、先ほど、新型インフルエンザの消毒液とマスクという説明を受けましたが、消毒液は、先ほど休憩中に議員同士で受け取り方が多少違っていたので、再度、ご質問しますが、消毒液というのは、例えば、公の施設で各出入口に消毒液を置いてあります。そのことなのか。それとマスクというのは、町民に対してと受け取っている方もいらしたので、確かこれは職員の家族というように私は聞いたような気がするのですが、その辺のもう一度説明をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 4ページ、9款、3目、防災対策事業費の消毒液とマスクのご質問いただきました。消毒液につきましては、議員の言われるとおり、公共施設の入口に予防と周知のために置いている部分の補充液として、18リットル缶、6缶、108

リットルを追加で補正させていただくということです。それとマスクの部分なのですが、今回、5,000枚備蓄するということで考えてございます。あくまで備蓄資材ということなのですが、職員、特に、幼稚園、保育所、保健師、窓口、現在、北見保健所で警報発令されているということもありまして、うつさないのはもちろんなのですが、うつらないということも含めて、職員に配付し実施しているということです。合わせて、職員の家族の部分なのですが、これは家族が罹患した場合、どうしてもうつり職員間に蔓延すると困りますので、罹患家族の部分については、職員の勤務時間中マスクをさせるということで、そのような対応をとっていますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） これは、考え方なのかもしれませんが、先ほど無駄な経費のやり取りがありました。幼稚園、保育所、また保健師、窓口、これは理解できます。職員の方の家族が罹患した場合にマスクというのは、どうなのでしょう。このマスクというのは日本人特有の対応らしく、諸外国から見るとマスクをしているのは日本人だけという情報もありますし、そのマスクの効用も高いマスクは、すごく率が高いのですが、何十枚も入っている安いのは大した効果がないという、いろいろな情報がある中で、マスクも一時的には一般の人たちは、買えない状況になり、特に、早くから買い占めていたりする人たちもいましたし、その中で職員の家族が罹患した場合、例えば、それぞれの家族で気を付けなければいけないと思います。例えば、町長からの指示があったとして、これはご自分たちで対応できることなのではないかと私はそう感じているのですが、その辺、どのようなお考えなのかと無駄な経費なのではないのかなと思ってしまっているのですが、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 少し説明がいたらないで申し訳ないのですが、職員の家族分は、家族へ配布するのではなくて、家族がかかった場合に、その職員が勤務する時にマスクをするということで、配付をしているということです。それとどうしても職員間に蔓延する。今言われているのは、およそ40%の率で非常に感染の強度が高いということを言われていますので、町の業務は、滞りなく継続させなければならないということで、職場内の感染を防ぐという意味でそのような対応をとらせていただいております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。何点かお聞きしたいと思います。

まず、1つは、公有林管理費の関係で、先ほどご説明がありました経費区分3になりますが、737万7,000円の減の関係です。いわゆる市況の問題で取り止めたということですが、これはいつまで取り止めるというか市況をみようとしているのか。何年も悪く置いておくことによって価値が下がるということもあり得るのかと思うのですが、その辺の見通しを1点お聞きしたいと思います。

それともう1つ、先ほど私の質問と少しかぶってくるのですが、職員の給与費の関係です。同じく4ページの一番下の段ですが、合計で1,200万円余り減になっていますが、この減になった部分の使い道をどのような形で考えておられるのか。もしあれば、特に、このようなものというのは、これだけ減らしたのだから、ここに使ったのだ。使うのだと

いうものが明確にあったほうが「ああ、なかなかなるほどな」ということも町民の中から出てくるのではないかと思います。町民の理解もさらに高まるということも、少し思ったところでもあります。その面で、もしあれば、なければ無理に答えなくてもよろしいかと思うのですが、そのような思いもしたので、今のような質問なのですが、この2点について、よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 議案書4ページ、公有林管理費の関係でお尋ねをいただきました。経費区分3の町有林整備事業単独分ですが、737万7,000円減額ということで、次年度に先送りしたということなのでございますが、実は、11月11日に町有林野経営審議会を開催いたしまして、その中で今後の皆伐の扱いについて、ご協議をいただいております。市況につきましては、昨年の高い時のような状況にはございませんが、ほぼ、平年並みに戻ってきているような状況だということもございまして、ただ、このまま放置しておいても、木が古損木化していくという可能性も出てくるということで、次年度から計画的に毎年、皆伐を進めていくということでございます。基本的には、昨年、皆様方にお配りしております町有林の施行計画がございまして、その皆伐分を1年ずつスライドしていく。次年度から実施していくということで、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 人件費の1,200万円につきましては、基金に繰り入れいたしまして、貴重な財源として有効に活用させていただきたいというように考えております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 2番、河端です。衛生費の予防費、インフルエンザ予防接種について、お伺いいたします。

これは、先ほど説明がありまして、生活保護、それと町民税非課税世帯が対象になるということですが、周知方法はどのように周知されるのかお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 新型インフルエンザ予防接種の非課税者への周知方法ということでございますが、すでに広報等で周知をさせていただいているということで、またさらに、明日発行になると思うのですが、12月広報でチラシを全戸配付ということで、入れさせていただくというような対応をとっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） そうしましたら、個別の連絡などの通知はないということですね。もし、自分がその対象になっているのか気がつかない方もかなりいるのかとは思いますが、その辺をもっと受けやすくすることの手立ては、できないでしょうか。わかりやすくです。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） いろいろ難しいところがあると思うのですが、前にも福祉灯油の関係などいろいろな部分で非課税の部分をもどのように周知するのかというようなお尋ねもいただきまして、状況的には似たようなところあります。ただ、今回対象になっ

ているのは、優先接種という部分で例えば、基礎疾患のある方やお子さんと妊婦、お年寄りという方が対象になりますので、そのような方につきましては、受けられないわけではなく、実費をご負担いただければ優先的に受けられるということです。

ただ、その助成を受けられるのが、非課税や生活保護であったりということで、万が一、自分が助成の対象であることを気付かないで病院で実費を負担してしまったという場合であっても、領収書をとっておいていただければ、後で還付払いという形で助成することは可能です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第 66 号の質疑を終了いたします。次に、議案第 67 号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10 ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第 67 号の質疑を終了いたします。以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第 68 号、議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 66 号、議案第 67 号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。議案第 68 号、議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 66 号、議案第 67 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号、議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 66 号、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成 21 年第 4 回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時10分